

川崎町安全・安心まちづくり  
基 本 計 画

川崎町安全・安心まちづくり推進会議  
(平成25年12月策定)

## 川崎町安全・安心まちづくり基本計画

### 目 次

1 計画策定の趣旨	1
2 防犯対策の課題	3
3 安全・安心まちづくり推進計画の基本方針	4
4 安全・安心まちづくりを推進するための施策	5
基本方針Ⅰ 町民一人ひとりの防犯意識を高めること	5
基本方針Ⅱ 防犯上の配慮を要する子ども、女性、 高齢者等を犯罪被害から守ること	8
基本方針Ⅲ 犯罪が起きにくい生活環境の整備を推進していくこと	11
5 計画の推進体制	
(1)町の推進体制	16
(2)町民・事業者等の役割	16
(3)川崎町安全・安心まちづくり推進会議の役割	16
(4)県及び警察等の連携	16
資料	
川崎町安全・安心まちづくり条例	18

## 1 計画策定の趣旨

近年の急激な社会環境の変化は、地域住民の価値観や生活様式を多様化させ、地域連帯意識の希薄化、犯罪防止の機能及び青少年の規範意識の低下などをもたらしてきております。その結果、住居等への侵入、非侵入を問わず窃盗等の犯罪や事故が増加しております。

このような中で、町民が真に安心して暮らせるまちづくりの実現には、行政や警察活動のみならず、町民一人ひとりが「自らの安全は自らが守る」、「地域の安全は地域が守る」という意識を持ち、基本的人権を尊重しつつ、地域社会が連帯し支え合いながら、犯罪が起きにくい環境を整えることが必要とされています。

そこで、町・町民・事業者がそれぞれの役割を果たしながら連携・協働して、地域の課題を解決し、町民が犯罪の被害にあわないで安心して暮らせるまちの実現を目的とした「川崎町安全安心まちづくり条例」（以下「条例」という）が平成24年9月13日に制定されました。

川崎町安全・安心まちづくり基本計画は、この条例に基づき、安全で安心なまちづくりを総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

また、基本計画の策定にあたっては、川崎町安全・安心まちづくり推進会議等の意見を踏まえて策定しています。

川崎町内の刑法犯認知件数

罪種別	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
<b>凶悪犯</b>					
殺人			1		
強盗	1				
放火			5	2	
<b>粗暴犯</b>					
暴行	3	1	2	1	1
傷害・傷害致死	1	2	1		4
脅迫			1		
恐喝					2
<b>侵入窃盜</b>					
空き巣	3	4	1	1	
忍び込み	1		4		4
居空き		1	1		
官公署あらし					1
事務所荒らし	3		1	1	1
出店荒らし	2	1		1	1
倉庫荒らし					1
侵入盜その他	6	7	9	1	1
<b>非侵入窃盜</b>					
職場ねらい					2
すり	1	5		8	3
車上狙い	8	2	5	2	5
部品ねらい	1		1		1
工事場ねらい					1
自販機ねらい		2	3	5	1
万引き				1	2
置引き					3
非侵入窃盜その他	20	17	16	13	5
<b>乗り物盜</b>					
自動車盜	1	2	3		
自転車盜	2	1	1	3	2
<b>知能犯</b>					
詐欺	3		2	4	1
知能犯その他					
<b>風俗犯</b>					
賭博					
強制わいせつ					
わいせつその他					
<b>その他の刑法犯</b>					
占有離脱物横領					
器物損壊	7	3	3	1	2
住居侵入	2	2	3		1
略取誘拐					
その他のその他		1			
年間計	65	51	63	44	45

交通事故発生状況（川崎駐在所・青根駐在所）

区分	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
発生件数	32	29	31	24	28
死者	1	0	0	0	1
負傷者	41	45	46	42	40
物件事故	232	177	215	188	234
件数合計	264	206	246	212	262

## 2 防犯対策の課題

### (1) 自分の安全は自分で守るという意識の醸成

日ごろから一人ひとりが「自分の安全は自分で守る」という意識が弱いために、万が一犯罪に遭遇したときの臨機の対処が難しい。犯罪にあわないための知識を身につけるなどの防犯に対する意識を高めていくことが必要です。  
(自助意識の啓発)

### (2) 防犯上配慮を要する者への地域ぐるみの支え合いの促進

子ども、女性、高齢者など防犯上の配慮を要する者が犯罪による被害をうけないようにするとともに、子どもの心身の健全な育成を図るなど、町と町民等が連携した地域ぐるみの協働をすすめることが必要です。  
(協働意識の啓発)

### (3) 防犯に配慮した施設等の環境整備

道路、公園、駐車場及び学校などの防犯に配慮したまちづくりや施設整備が求められています。  
(犯罪にあわない環境づくり)

### 3 安全・安心まちづくり推進計画の基本方針

犯罪のない安全・安心なまちを実現するため、町・町民・事業者等が連携・協力し、次の事項を基本として推進します。

#### (1) 町民一人ひとりの防犯意識を高めること

「自らの安全は自ら守る」、「地域の安全は地域が守る」という防犯意識を高めていくことで、町民一人ひとりが防犯意識を持ち、自ら犯罪防止に努めるとともに、地域一体となって安心してくらせる地域づくりを進めています。

#### (2) 防犯上の配慮をする子ども、女性、高齢者等を犯罪被害から守ること

子ども、女性、高齢者等を犯罪被害から守っていくために日常生活の中で声をかけ合い、目配り・気配りし、地域で人と人とのつながりをつくり、お互いが見守り、支え合うような町民等の取り組みを促進します。

また、子どもが犯罪の被害にあわないように、年齢や発達段階に応じた効果的な安全教育を推進します。

#### (3) 犯罪が起きにくい生活環境の整備を推進していくこと

地域における自主的な防犯活動の促進とともに、防犯性を配慮した環境づくりが重要であることから、防犯を踏まえた設備などの環境整備を促進します。

## 4 安全・安心まちづくりを推進するための施策

基本方針に基づき施策の方向性を示し、安全・安心まちづくりに取り組んでいきます。

### 基本方針 I

町民一人ひとりの防犯意識を高めること

#### 方向性

安全・安心なまちを目指した活動を町民運動として展開するための気運の醸成



施策に取り組むことにより期待される姿

「自らの安全は自らが守る」、「地域の安全は地域が守る」という意識が醸成され、安全・安心まちづくり活動が展開される。

### (1) 町民等への情報等の提供

町民等が犯罪の被害にあわないよう、地域の犯罪発生状況等の情報を提供することにより、町民が自ら有効な防犯対策を講ずることを支援するとともに「自らの安全は自らが守る」という防犯意識の醸成を図ります。

#### ①広報媒体を利用した意識啓発

[警察、町]

- ・広報紙やホームページ等を利用し、各種の活動や団体との連携を図るなど、効果的な地域の自主防犯活動が行えるよう情報提供、意識啓発を進めています。

##### 【実施内容】

- (例) ホームページ及び広報かわさきなど広報媒体を活用した情報発信  
防犯啓発ポスターの掲示 など

#### ②防犯講座等による安全教育の支援

[警察、町]

- ・行政区等からの希望に応じ、防犯対策や犯罪情報の提供及び防犯活動のノウハウ紹介等の防犯講座を行い、自主的な防犯活動を支援します。

##### 【実施内容】

- (例) 防犯訓練及び地域安全教室の講師派遣等の支援 など

**③犯罪発生状況等の地域安全情報等の提供** [警察, 町]

- ・身近な地域社会で発生している犯罪の発生情報や犯罪被害にあわない方法等の地域安全情報を町民に提供できる環境を整備します。

**【実施内容】**

(例) ホームページ及び広報誌を活用した情報提供

青色回転灯パトロール車による呼びかけ など

**(2) 町民等の自主的活動の促進等**

地域での安全・安心まちづくりのための諸問題を地域で解決できるよう、町民等の自主的活動への参加を促進します。

**①町民等の自主的活動を支える人材の育成** [警察, 町]

- ・地域防犯活動を活性化するために、活動の核となって積極的に活動する防犯リーダーや、地域の防犯啓発事業に参画人材の育成を促進します。

**【実施内容】**

(例) 安全安心まちづくりに関する研修会の開催と参加推進 など

**②町民等の社会参加活動の促進** [警察, 町, 町民・事業者]

- ・防犯指導隊、交通安全指導隊及び交通安全協会等の様々な活動を行っている団体や民生委員・児童委員や地域防犯連絡員等の活動内容を紹介することで、町民等の地域での安全・安心まちづくり活動、社会参加活動の促進に努めます。

**【実施内容】**

(例) 町広報紙及びホームページなどによる活動紹介

犯罪危険個所の点検活動などの住民参加型の活動を推進

地域のイベントや活動への積極的参加

地域の自主防犯パトロールの実施 など

**③既存の防犯組織の活性化** [警察, 町, 町民・事業者]

- ・防犯指導隊や交通安全指導隊など防犯組織の活性化のための支援に努めます。

**【実施内容】**

(例) 青色回転灯パトロール車を活用した防犯パトロール

季節ごとの地域安全運動の推進（全国地域安全運動等） など

**④ 「あいさつ運動」の推進 [町、町民・事業者]**

- ・学校や家庭・地域でみんなが気軽にあいさつを交わす「あいさつ運動」を推進します。日常的なあいさつをみんなが行うことで、地域のきずなが強まり、地域の安全へ繋げていきます。

**【実施内容】**

(例) 啓発リーフレットの配布

町広報紙及びホームページ掲載による啓発 など

**⑤ 「3かけ運動」の推進 [警察、町、町民・事業者]**

- ・侵入盗犯罪防止のための「3かけ運動（力ギかけ、気にかけ、声かけよう）」を推進します。

**【実施内容】**

(例) 広報かわさき等の情報媒体による啓発

全国地域安全運動などの防犯啓発運動 など

## 基本方針Ⅱ

防犯上の配慮を要する子ども、女性、高齢者等を犯罪被害から守ること

### 方向性

日常生活の中で声をかけ合い、目配り、気配りすることが、地域で人ととのつながりをつくり、お互いが見守り支え合うような町民等の取り組みを促進する。また、子どもが犯罪被害にあわない様に、年齢や発達段階に応じた効果的な安全教育を促進していく。



施策に取り組むことにより期待される姿

子ども、女性、高齢者等が地域に見守られ、安心して暮らせる。また、子ども達への安全教育が推進される。

### (1) 地域で見守る子どもの安全対策の促進と安全教育の推進

学校、家庭、警察、地域住民、ボランティア等の連携の下に、登下校時や放課後等に子どもの見守り活動、犯罪被害防止教室の開催等の取り組みが行われるよう支援します。

また、子どもの年齢や発達段階に応じたテーマや教材を使用して犯罪の被害にあわないために効果的な安全教育を推進します。

#### ①地域における子どもの安全確保に向けた取り組みの推進

[警察、町、教育委員会、町民]

- ・地域が一体となって子どもが犯罪にあわない様に、地域のネットワークによる見守り活動を推進していきます。

##### 【実施内容】

(例) 5分間見守り運動の推進活動

定期的に通学路見守り活動の実施 など

#### ②子ども110番の家の設置促進

[警察、町、教育委員会]

- ・子どもたちの通学路や遊び場の安全・安心を確保するため、緊急避難先である子ども110番の家を広めます。

##### 【実施内容】

(例) 情報媒体を利用した「子ども110番の家」の周知 など

③子どもに関する安全情報の共有 [警察、町、教育委員会、町民・事業者]

- ・子どもを犯罪から守るため、子どもの見守り活動を行っている団体等のネットワーク化を進めます。

【実施内容】

- (例) 情報交換や連携を目的とした会議の開催  
連絡・連携体制の整備 など

④子どもに関する安全教育の推進

[町、教育委員会]

- ・家庭、学校、地域が協力して子どもに規範を示し、子どもの健全育成に努め、子ども自身も安全に対する意識を高めることが必要であり、その気運を醸成します。
- ・子どもの学年や理解度に応じた、効果的な被害防止教育を推進します。

【実施内容】

- (例) 交通安全教室の開催  
集団下校による訓練の実施 など

(2) 地域で見守る女性、高齢者等の安全対策

女性団体、老人クラブ活動等の関係団体や事業者等と協力し、女性、高齢者等に対して緊急時の通報先、身近な安全対策等に関する講習・情報提供を行います。また、各種相談窓口の充実を図ることにより、女性、高齢者等が安全に安心して暮らせる環境を整えます。

①女性に対する安全教室の充実

[警察、町]

- ・性犯罪、ドメスティックバイオレンス、ストーカー等の被害防止のための安全教室の開催を推進します。
- ・各相談機関への地域安全情報の提供を行うとともに、犯罪の被害にあわないためのリーフレット等の配布、相談窓口における広報・啓発活動を推進します。

【実施内容】

- (例) 広報かわさき及びホームページを利用した相談窓口の周知  
防犯リーフレットの配布  
「電話を掛けながら」「音楽を聴きながら」などのながら歩きをしない。夜道を避け、明るく人通りの多い場所を歩く等の意識啓発

など

- ②高齢者への見守り活動の推進 [警察、町、町民・事業者]
- ・高齢者が、地域で安心して暮らせるよう、地域安全情報を発信し、地域での見守り支え合い活動を推進します。
  - ・高齢者に身近なところで接するホームヘルパーやボランティア等を対象とした防犯教室を開催するなど、防犯意識を高める対策を推進します。

【実施内容】

(例) 「振り込め詐欺被害防止キャンペーン」等の広報活動  
新たな悪質商法の手口や情報を提供する防犯教室の開催 など

### 基本方針Ⅲ

犯罪が起きにくい生活環境の整備を推進していくこと

#### 方向性

犯罪が発生しにくい環境づくりの面から、学校、道路・公園・駐車場・建築物などの整備を進めていく



施策に取り組むことにより期待される姿

学校・通学路等における子どもの安全確保及び道路、公園、駐車場等における防犯性の向上が図られる。

#### (1) 安全な学校・通学路づくり

学校、家庭、警察、町民、ボランティア等が連携して学校や通学路の安全点検を実施します。

防犯灯等の整備や見通しのよい植栽の確保等の安全対策を配慮した環境整備を進め、危険箇所の解消を図ります。

##### ①学校等の施設の安全対策の推進

[町、教育委員会]

・「私たちの学校や地域では事件は起こるまい」などと楽観せず、「事件はいつ、どこでも起こりうるのだ」という意識を持って、地域の実情を踏まえた学校施設の安全対策を進めます。

##### 【実施内容】

(例) 施設内設備の定期見回り及び点検 など

##### ②地域と連携した通学路の安全点検と死角解消等の環境整備

[警察、町、教育委員会、町民・事業者]

・子どもの安全確保は、学校、家庭、地域社会との連携・協力のもと、地域ぐるみで取り組みます。

・保護者、地域住民、警察・消防・町内会等の関係機関・団体が通学路の安全点検を実施し、危険箇所の解消に向けて、防犯灯等整備や見通しの良い植栽等、通学路の整備を進めます。

##### 【実施内容】

(例) 学校通学路見回り点検 など

## (2) 犯罪の防止に配慮した安全な道路、公園、駐車場、住宅等の普及と環境整備

行政や町民がそれぞれの役割を担って、地域の安全を確認し、防犯灯の設置、見通しのよい植栽等の犯罪の防止に配慮した道路、公園等の整備を進めます。

### ① 見通しや照明設備の整備による必要な照度の確保

[警察、町、町民・事業者]

- ・道路、公園、駐車場等の見通しや照明設備の整備による必要な照度の確保等、犯罪の防止に配慮した施設の整備に努めます。
- ・町民等は、安全・安心まちづくりの自主的活動の中で、地域の道路や公園等について安全点検を行い、町、警察等を連携して自分たちの地域の環境改善を図ります。

#### 【実施内容】

(例) 防犯灯整備事業

通学路見回り点検 など

### ② 犯罪に利用されない空き地、空き家、空き店舗対策の推進

[町、町民・事業者]

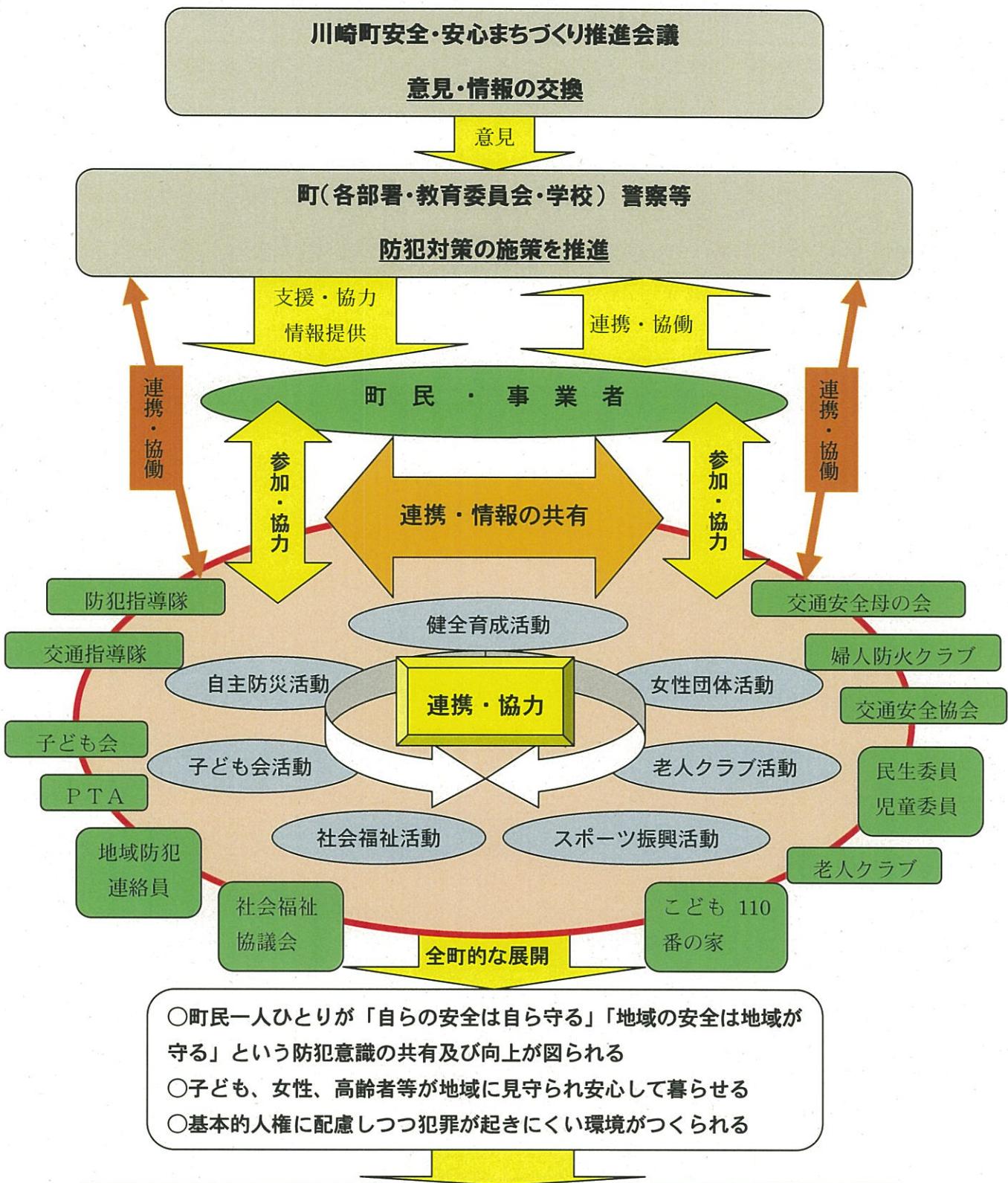
- ・地域ぐるみで危険箇所（放置された空き地、空き家、死角となる箇所、暗がり等）の点検改善活動を進める。
- ・空き家、空き店舗については、適切な管理がなされるよう所有者・管理者に要請します。

#### 【実施内容】

(例) 所有者への善良な管理の励行

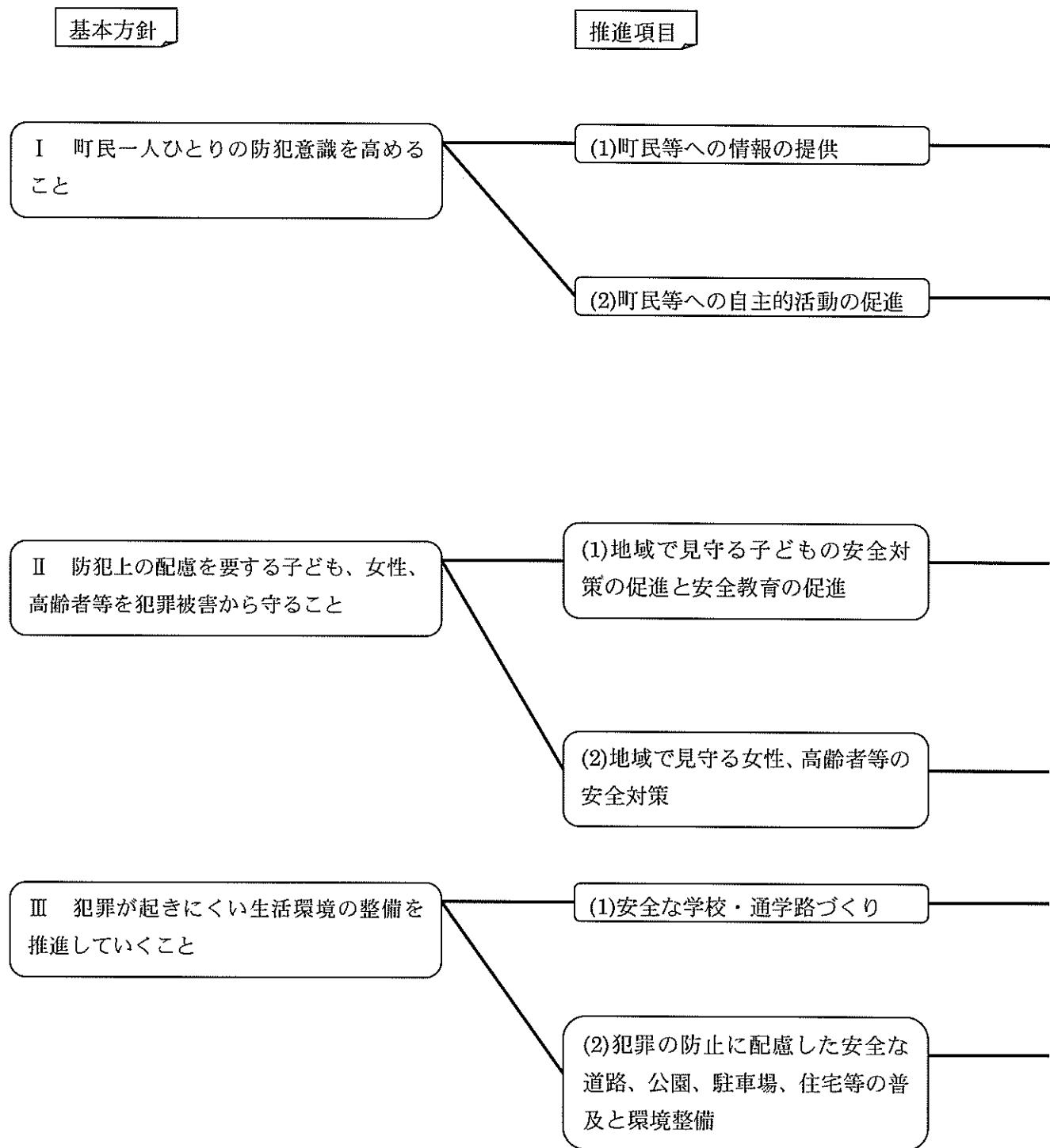
地域の安全点検等による空地空家情報の共有及び情報提供 など

推進のイメージ



## 町民が安全で安心して暮らせる地域社会の実現

## 川崎町安全安心まちづくり基本計画体系



## 具体的推進方策

- ①広報媒体を利用した意識啓発
- ②防犯講座等による安全教育の支援
- ③犯罪発生状況等の地域安全情報の提供

- ①町民等の自主的活動を支える人材の育成
- ②町民等の社会参加活動の促進
- ③既存の防犯組織の活性化
- ④「あいさつ運動」の推進
- ⑤「3かけ運動（力がけ、気にかけ、声かけよう）」の推進

- ①地域における子どもの安全確保に向けた取り組みの推進
- ②こども110番の家等の設置促進
- ③子どもに関する安全情報の共有
- ④子どもに関する安全教育の推進

- ①女性に対する安全教育の充実
- ②高齢者への見守り活動の推進

- ①学校等の施設の安全対策の推進
- ②地域と連携した通学路の安全点検と死角解消等の環境整備

- ①見通しや照明設備の整備による必要な照度の確保
- ②犯罪に利用されない空き地、空き家、空き店舗対策の推進

## 5 計画の推進体制

安全・安心まちづくりは、町、町民、事業所、警察、関係団体がそれぞれの役割を果たしながら連携、協働して取り組むという認識のもと推進する必要があります。

### (1) 町の推進体制

町は、安全・安心まちづくりの総合的な施策を推進するため、町長部局、教育委員会等がそれぞれの役割を認識し、施策の展開を行うとともに、地域の実情に応じた活動が行われるよう、町民等への支援を行いながら、連携・協力していきます。

### (2) 町民・事業者等の役割

安全・安心まちづくりには、町民自らが「地域の安全は地域で守る」の意識に立ち、町内会や学校区単位等の地域住民の参加と協力が不可欠です。防犯協会活動、P T A活動、交通安全活動、自主防災活動等を行っているボランティア団体等の取組みに積極的に協力するとともに、各団体においては、相互に連携・協力していきます。

事業者においても、地域の一員として取組みに協力し、犯罪を誘発しない環境の整備に努めます。

### (3) 川崎町安全・安心まちづくり推進会議の役割

犯罪のない安心して暮らすことができる安全なまちづくりを実現するため、「川崎町安全・安心まちづくり推進会議」を設置しています。

この推進会議は、各種団体の構成員及び川崎駐在所職員など14名で構成されており、安全なまちづくりのための意見・情報の交換を行い、町全体の防犯体制の強化を図ります。

### (4) 県及び警察等との連携

治安の維持や地域の安全対策の中心となる大河原警察署や宮城県、他市町との連携をさらに強化していきます。

# 資 料

## 川崎町安全・安心まちづくり条例

### (目的)

第1条 この条例は、犯罪その他町民生活に不安を感じさせる行為（以下「犯罪等」という。）を未然に防止し、町、町民、事業者、防犯ボランティア団体及び土地建物所有者等（以下「町民等」という。）の役割を明らかにするとともに、安全・安心まちづくりに係る施策の基本となる事項を定めることにより、町民が安全で安心して暮らせる地域社会の実現を目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において「安全・安心まちづくり」とは、犯罪の未然防止に関する自主的な活動、犯罪の未然防止に配慮した環境の整備、その他犯罪の起きにくい社会実現のための取組をいう。

2 次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 町民 町内に住所を有する者及び滞在する者をいう。
- (2) 事業者 町内において事業活動を行う全ての者をいう。
- (3) 防犯ボランティア団体 防犯協会、区・区会、P T A その他の町内において自主的に犯罪を防止する活動に取り組む団体をいう。
- (4) 土地建物所有者等 町内に所在する土地又は建物その他の工作物を所有し、占有し、又は管理する者をいう。

### (町の役割)

第3条 町は、町民等と協力して、犯罪の起きにくい社会を実現するため、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 犯罪等を未然に防止するための防犯意識の高揚に向けた広報及び啓発に関すること。
- (2) 犯罪等の起きにくい地域づくりに向けた町民等の自主的な活動を支援し、その促進に関すること
- (3) 犯罪等の起きにくい防犯施設等の整備に関すること。
- (4) 町内の学校等における児童、生徒等の安全及びこれらの者の通学時における安全の確保
- (5) その他この条例の目的を達成するために必要な事項に関すること。

2 町は、前項に規定する施策を推進するため、関係する機関又は団体と緊密な連携を図るものとする。

### (町民の役割)

第4条 町民は、自らの安全は自ら守るという意識の下、防犯に関する知識や技能を身に付けるなど、日常生活における安全の確保に心がけ、犯罪等の防止に努めるものとする。

2 町民は、協働して犯罪等のない安全な地域づくりに努めるとともに、安心して暮らせる地域づくりのため、町が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たって、自ら安全の確保に努めるとともに、地域社会を構成する一員として、犯罪の起きにくい環境に配意しなければならない。

2 町が実施する犯罪の起きにくい社会実現に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(防犯ボランティア団体の役割)

第6条 防犯ボランティア団体は、その地域で活動している他の防犯ボランティア団体と連携して、安全・安心まちづくりを推進するよう努めるものとする。また、町が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(土地建物所有者等の役割)

第7条 土地建物所有者等は、その土地又は建物その他の工作物に係る安全確保のため必要な措置を講じ、地域における防犯活動を推進するとともに、町が実施する安全・安心施策に協力するよう努めるものとする。

(連携強化)

第8条 町及び町民等は、犯罪の起きにくい社会実現のために相互に協力するよう努めなければならない。

(基本計画)

第9条 町長は、犯罪の起きにくい社会実現に関する施策を総合的に推進するため、川崎町安全・安心まちづくり基本計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。

2 町長は、基本計画を定めるに当たっては、町民等の意見を反映させることができるよう必要な措置を講じなければならない。

3 町長は、基本計画を定めたときは、速やかに公表しなければならない。

4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(推進体制の整備)

第10条 町は、基本計画を効果的に実施するため、安全・安心まちづくりを推進するための体制を整備するものとする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成24年10月1日から施行する。